21　「工事開始前期間を短縮する場合の工事開始予定年月日」及び「工事開始前期間を短縮する場合の提供予定時期」については、期間短縮規定を適用して工事開始予定年月日を変更する場合における変更後の内容として予定するもの（最も早く工事を開始し、又は提供を開始する場合のもの）を記載すること。なお、「工事開始前期間」とは、法第36条第１項の届出の日から工事開始日までの期間をいう。	［新設］
22　［略］	17　［同左］
23　一般社団法人情報通信技術委員会（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15号に規定する法人番号が3010405009483である法人をいう。）その他の団体により作成された技術的条件であつてインターネットの利用その他の適切な方法により公表されているものと同一の内容を記載すべき場合は、当該内容の記載に代えて、当該技術的条件を閲覧するために必要な事項を記載することができる。	［新設］
24　［略］	18　［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第三条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の意見受付に関する報告） **第三条の二**　電気通信事業法施行規則第二十四条の四第二項の規定により意見受付期間（同項に規定する意見受付期間をいう。以下この条において同じ。）を設けた電気通信事業者は、当該意見受付期間の経過後同令様式第十八の「15　工事開始予定年月日」の欄に記載された日の三十日（同項括弧書の場合及び同令第二十四条の二第一項第三号ロの規定が適用された届出計画について意見受付期間を設けた場合にあつては、七日（同令第二十四条の四第一項に規定する休日数は算入しない。））前までに、様式第二十二の二により、当該意見受付期間内における他の電気通信事業者からの意見の提出に関する状況について、総務大臣に報告しなければならない。	［新設］
様式第22の２（第３条の２関係） 第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画に係る意見提出状況に関する報告 年　月　日 事業者名 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 電話番号 電子メールアドレス	［新設］

1　意見受付に係る届出計画を特定するに足りる事項	
2　既報告変更についての意見受付又は既報告変更以外についての意見受付の別	
3　意見受付期間（意見受付開始日及び意見受付終了日を含む。）	